

別記様式 2

被 処 分 者	認 定 証 番 号	岩手県 公安委員会 第 56 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	有限会社 アシスト
	主たる営業所が所在する市区町村	宮古市
処 分 年 月 日		平成 25 年 12 月 19 日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		道路交通法違反(法第75条第1項)により罰金刑が確定
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		岩手県 公安委員会